

4月～7月限定長期欠席等の昼食費支援に関するQA

	質問	回答
1	世帯に「弁当等持参者への支援」の対象となる子がいて、本支援の対象となる場合、「松戸市立学校の弁当支援」と「昼食費支援事業」の両方申請が必要ですか。	別々の支援事業になるため、お手数ですがそれぞれご申請をお願いします。
2	長期欠席で給食を停止するが、届出はいつどこに提出すればよいですか。	提出先は学校です。原則、給食を停止したい日の4日以上前に提出をお願いします。
3	ひと月以上連続して学校を欠席しているが、学校に行く日もあり、給食を停止していません。本支援の対象となりますか。	給食を停止していない場合、給食提供のための食材を発注し、給食費が発生するため、本支援の対象外となります。なお、令和7年4月～7月の期間は、給食費無償化を実施するため、給食費の請求はありません。
4	アレルギーがあるため、給食を停止しています。欠席する日もあるが、おおむね出席しており、出席日は弁当を持参しております。この場合、本支援の対象ですか。	本支援の対象は、ひと月すべて欠席し、給食を停止している場合となるため、対象外となります。 ※令和7年4月～7月の期間は、「弁当等持参者への支援」の対象となり得ますので、概要をご覧ください、対象となる場合は、申請ください。
5	ふれあい学級やほっとステーションに通学することがあるが、本支援の対象となりますか。	本支援は、ひと月以上すべて欠席し、給食を停止していることが条件であるため、条件に合致する場合は、申請ください。
6	給食を停止し、病院に入院している場合、支援の対象となりますか。	病院に入院している児童生徒は、子ども医療費助成制度による支援があるため、対象外となります。